

日光国立公園認定ガイド認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日光国立公園及び自然ガイドの価値やブランド力を向上させるとともに、インバウンドや高付加価値旅行者の受入体制を強化し日光国立公園での観光消費額の拡大を図るため、日光国立公園認定ガイド制度を実施することとし、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「日光国立公園認定ガイド」（以下、「認定ガイド」という。）とは、第9条第1項の規定による認定を受け、「認定ガイド」の名称を用いて、日光国立公園においてアクティビティの体験を提供することを業とする者をいう。

(受験資格)

第3条 認定ガイドの対象分野は、別表1に定めるものとし、その認定に当たっては、別表2に掲げるすべての要件及び別表1の各分野のガイドの要件を満たさなければならない。
2 前項の要件を満たす者は「日光国立公園認定ガイド試験（以下「試験」という。）」を受験することができる。

(認定資格)

第4条 試験に合格した者は、「認定ガイド」となる資格を有する。

2 前項に該当する者に係る資格の有効期間は、試験に合格した日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、認定ガイドとなることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第14条第3項第1号、第3号又は第4項の規定により認定を抹消され、当該認定の抹消の日から起算して2年を経過しない者

(試験)

第6条 試験は、認定ガイドとして必要なコミュニケーション能力、知識及び企画力等について行う。

2 試験は、原則、毎年1回以上実施することとする。

(合否の通知)

第7条 知事は、試験を受けた者に対し、その結果を通知するとともに、県ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(合格の取消)

第8条 知事は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験の合格の決定を取り消し、又はその試験を停止することができる。

2 知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、2年以内の期間を定めて試験を受け
ることができないものとすることができる。

(認定)

第9条 認定ガイドの認定は、要領で定めるところにより、認定ガイドとなる資格を有する
者の申請により行う。

2 知事は、前項及び第10条第2項の規定による申請があったときは、条件を満たしていく
ることを認めた場合には、認定しなければならない。

3 知事は、前項の規定による認定をしたときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければ
ならない。

(認定の有効期間及び更新)

第10条 認定ガイドの認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日までと
する。

2 前項の有効期間の満了後、引き続き認定ガイドとなろうとする者は、認定ガイドの認定
の有効期間が満了する日の2月前から当該有効期間が満了する日までの間に知事に申請
しなければならない。

3 第2項の更新の認定の申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日まで
にその申請に対する認定又は不認定の処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効
期間満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、更新の認定がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定
の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定証等)

第11条 知事は、第9条第2項の規定による認定をしたときは、申請者に対し、認定ガイ
ド認定証（以下「認定証」という。）及び日光国立公園認定ガイド認定ワッペン（以下「ワ
ッペン」という。）を交付するものとする。

2 認定証には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認定又は更新の認定年月日、その有効期限及び認定番号
- (2) 認定ガイドの氏名
- (3) 認定分野
- (4) その他知事が必要と認める事項

3 ワッペンには、認定番号を記載するものとする。

(認定分野の追加、取下げ)

第12条 認定証等の交付を受けた者は、認定分野を追加又は認定分野の一部を取り下げよ
うとするときは、要領で定めるところにより、その旨を知事に申請しなければならない。

(認定証の書換え、再交付並びにワッペンの追加交付)

第13条 認定証の交付を受けた者は、氏名、住所を変更したとき又は認定証等を亡失し、
若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、要領で定めるところによ

り、認定証書換え・再交付申請書を提出し、認定証の書換え又は再交付を受けることができる。

- 2 ワッペンの追加交付を希望する場合は、要領で定めるところにより、認定証書換え・再交付申請書を提出し、認定証の書換え又は再交付を受けることができるが、ワッペンの交付枚数は最大5枚までとする。

(認定の取消等)

第14条 認定ガイドに認定された者は、第3条に規定する要件を満たすことができなくなったとき、認定ガイド業務を廃止したとき又は都合により認定を辞退しようとするときは、要領で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

- 2 認定ガイドが心身の故障のため、若しくは死亡し、又は失踪の宣告を受けたため、さらにはその他特殊の事由があるとき、知事は、認定ガイドの認定を取り消すことができる。

- 3 知事は、認定ガイドが次のいずれかに該当すると認めたときは、第9条第2項に規定する認定の更新を認めない又は認定ガイドの認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1号に規定する欠格事由に該当したとき
- (2) 別表1及び2に定める要件を満たさなくなったとき
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

- 4 知事は、認定ガイドが第17条の規定に違反したときは、その認定を抹消し、又は期間を定めて認定ガイドの名称の使用の停止を命ずることができる。

- 5 前1項から3項に規定するもののほか、認定の辞退、取消等に必要な手続は、要領に定めるところにより行うものとする。

(認定ガイドの周知等)

第15条 知事は、認定ガイドに関し、その周知を図るとともに、その活用の機会の確保に努めるものとする。

- 2 知事は、認定ガイドの業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(認定ガイドの努力義務等)

第16条 認定ガイドは、その業務に関する知識及び技能の水準の維持向上に努めるとともに、日光国立公園内外で活動するガイドの模範となるほか、日光国立公園を担う次世代の育成に努めるものとする。

- 2 認定ガイドは、アクティビティ体験を提供するときは、日光国立公園の地理的及び自然的特性に関する説明、歴史的若しくは文化的な事象の説明を行い、日光国立公園の魅力を体験により伝えるとともに、良質なサービスの提供に努めるものとする。

- 3 認定ガイドは、行政、地域関係者及び住民等と協力して、地域の課題の解消や日光国立公園の保護と利用の好循環の実現に資する取組に努めるものとする。

(信用失墜行為等の禁止)

第17条 認定ガイドは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 認定証を他人に貸与すること。
- (2) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為をすること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、認定ガイドの信用又は品位を傷つける行為をすること。

(名称の使用制限)

第18条 認定ガイドでない者は、認定ガイド又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(事務局)

第19条 認定ガイドの認定に係る試験の実施及び認定等の手続き等に関する事務は、日光国立公園自然ガイド協会長が行うこととする。

- 2 前項に掲げる事務を行った場合は、その結果を速やかに知事に報告するものとする。

(要綱の改正等)

第20条 本要綱は、日光国立公園を取り巻く環境の変化や観光ニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6（2024）年10月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7（2025）年9月19日から適用する。

別表1(要綱第3条関係)

認定分野	ガイドの定義	ガイドの要件
ネイチャー	登山道や遊歩道を使用して、冬季に関してはアイゼンを使わない環境下において、利用者を自然の中へ案内し、自然解説を行うもの(スノーシューハイキングも含む)	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で150回以上(50回/年)であること
登山(夏山)	主に登山道を使用して、利用者を無積雪期に山岳地域に案内し、自然解説や登山技術の指導を行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で30回以上(10回/年)であること
登山(冬山)	スノーシュー、アイゼン等を使用して、利用者を積雪期に山岳地域(森林限界周辺まで)に案内し、自然解説や登山技術の指導を最大行動時間6時間程度で行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で15回(5回/年)であること
バックカントリー	スキー場、ゲレンデ外でスキー、スノーボードを使用し、自然解説や山岳地域での滑走技術の指導を行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で30回以上(10回/年)であること
サイクリング	自転車を使用して、自然解説やサイクリングのガイドを行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で150回以上(50回/年)であること
パトリング (カヌー・カヤック・スタンドアップパドル(SUP))	カヌー、カヤック、SUPを使用して、操船、操作技術の指導や自然解説を行い、河川・湖での案内を行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で75回以上(25回/年)であること
ウォーター・アドベンチャー (キャニオニング・シャワー・クライミング・リバートレッキング)	ギアを利用し、滝や川沿いへの案内や自然解説を行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で75回以上(25回/年)であること
ラフティング	ラフトボードを使用し、河川への案内や自然解説を行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で75回以上(25回/年)であること
フィッシング	渓流や湖畔で釣り道具を使用して、フィッシングのガイドや自然解説を行うもの	ガイド催行実績が受験申込日から起算して過去3年間で90回以上(30回/年)であること

別表2（要綱第3条関係）

項目	認定要件（全分野共通）	備考
救急救命資格	一般社団法人 ウィルダネスマディカルアソシエイツジャパン（WMA JAPAN）によるWFA（ベーシック）講習を修了していること	令和7年度申込者に当たっては、認定試験申込時において当該講習を修了していない場合には、令和8年3月31日までに講習を修了し、修了後速やかに修了証を提出すること。また、試験申込時には、別に定める救急法修了証の写しの提出すること
環境倫理	特定非営利活動法人リープノートレイスジャパンによるレベル1講習を修了していること	令和7年度申込者に当たっては、認定試験申込時において当該講習を修了していない場合には、令和8年3月31日までに、講習を修了し、修了後速やかに修了証を提出すること
日光国立公園での活動意欲・姿勢	日光国立公園内でのガイド歴が3年以上あること	日光国立公園でのガイド歴が3年未満である場合には、別に指定する作文を提出すること 作文のテーマについては、県ホームページに掲出する。
	日光国立公園自然ガイド協会の登録ガイドであること	